

## 焼却灰等の放射能濃度測定結果

表1 主灰の放射能濃度測定結果

測定機関  
測定方法中外テクノス 株式会社  
緊急時における食品の放射能測定マニュアル  
(平成14年3月、厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	主灰又は流動床不燃物			
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	8月3日	不検出	46	67	113
港清掃工場	8月4日	不検出	67	73	140
北清掃工場	8月1日	不検出	92	105	197
品川清掃工場	8月2日	不検出	55	55	110
目黒清掃工場	8月5日	不検出	59	74	133
大田清掃工場	8月2日	不検出	80	94	174
多摩川清掃工場	8月2日	不検出	74	81	155
世田谷清掃工場 ※2,※4	—	—	—	—	—
千歳清掃工場	8月3日	不検出	57	63	120
渋谷清掃工場 ※2	8月1日	不検出	83	84	167
杉並清掃工場	8月3日	不検出	76	82	158
豊島清掃工場 ※2	8月4日	不検出	89	101	190
板橋清掃工場	8月5日	不検出	180	203	383
光が丘清掃工場	8月5日	不検出	85	89	174
墨田清掃工場	8月1日	不検出	117	148	265
新江東清掃工場	8月4日	不検出	96	109	205
有明清掃工場	8月3日	不検出	33	39	72
足立清掃工場	8月5日	不検出	380	475	855
葛飾清掃工場	8月4日	不検出	354	398	752
江戸川清掃工場	8月5日	不検出	268	339	607
中防灰溶融施設 ※3					
破碎ごみ処理施設 ※2	(8月下旬 採取予定)				

※1 使用測定器：仏キャンベラ社製 ゲルマニウム半導体検出器 7500SL

※2 流動床式焼却炉であり、主灰が発生しない施設であるため、測定結果には流動床不燃物の測定値を記載しています。

※3 主灰が発生しない溶融炉の施設であるため、測定していません。

※4 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。

※5 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。

表2 飛灰の放射能濃度測定結果

測定機関  
測定方法中外テクノス 株式会社  
緊急時における食品の放射能測定マニュアル  
(平成14年3月、厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)

単位: Bq/kg

施設名	試料 採取日	飛灰			
		放射性 ヨウ素131	放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	放射性 セシウム合計
中央清掃工場	8月3日	不検出	725	878	1,603
港清掃工場	8月4日	不検出	921	1,040	1,961
北清掃工場	8月1日	47	1,260	1,350	2,610
品川清掃工場	8月2日	不検出	385	422	807
目黒清掃工場	8月3日	不検出	1,140	1,260	2,400
大田清掃工場	8月2日	不検出	1,810	2,070	3,880
多摩川清掃工場	8月2日	不検出	451	504	955
世田谷清掃工場 ※2	—	—	—	—	—
千歳清掃工場	8月3日	不検出	1,000	1,120	2,120
渋谷清掃工場	8月1日	不検出	383	441	824
杉並清掃工場	8月3日	不検出	1,280	1,490	2,770
豊島清掃工場	8月4日	不検出	499	581	1,080
板橋清掃工場	8月5日	不検出	869	985	1,854
光が丘清掃工場	8月5日	不検出	1,210	1,360	2,570
墨田清掃工場	8月1日	不検出	1,560	1,660	3,220
新江東清掃工場	8月4日	不検出	1,160	1,250	2,410
有明清掃工場	8月3日	不検出	1,320	1,550	2,870
足立清掃工場	8月5日	不検出	1,190	1,310	2,500
葛飾清掃工場	8月4日	不検出	2,500	2,840	5,340
江戸川清掃工場	8月5日	不検出	4,230	4,970	9,200
中防灰溶融施設 ※2	—	—	—	—	—
破碎ごみ処理施設 ※2	—	—	—	—	—

※1 使用測定器：仏キャンベラ社製 ゲルマニウム半導体検出器 7500SL

※2 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。

※3 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。

※4 放射性物質を含む焼却灰及び飛灰の埋立てについては、6月28日付けの環境省からの通知により8,000Bq/kgを基準に管理することとなっています。その後、7月2日付けの環境省からの追加説明により、飛灰についての基準は、今後は実際に埋め立てられる飛灰処理汚泥(飛灰を薬剤処理したもの)に対して適用されることとなりました。また、飛灰については、参考のため測定を行います。

表3 飛灰処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関  
測定方法中外テクノス 株式会社  
緊急時における食品の放射能測定マニュアル  
(平成14年3月、厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	飛灰処理汚泥			
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	8月3日	不検出	510	564	1,074
港清掃工場	8月6日	不検出	545	665	1,210
北清掃工場 ※3					
品川清掃工場	8月2日	不検出	262	313	575
目黒清掃工場	8月5日	不検出	1,930	2,230	4,160
大田清掃工場	8月2日	不検出	1,160	1,280	2,440
多摩川清掃工場	8月2日	不検出	526	539	1,065
世田谷清掃工場 ※2	—	—	—	—	—
千歳清掃工場 ※3					
渋谷清掃工場 ※3					
杉並清掃工場	8月3日	不検出	985	1,120	2,105
豊島清掃工場	8月4日	不検出	372	457	829
板橋清掃工場	8月5日	不検出	559	667	1,226
光が丘清掃工場	8月5日	不検出	898	1,020	1,918
墨田清掃工場	8月1日	不検出	1,220	1,370	2,590
新江東清掃工場	8月4日	不検出	1,030	1,180	2,210
有明清掃工場	8月3日	不検出	1,000	1,120	2,120
足立清掃工場	8月5日	不検出	945	1,100	2,045
葛飾清掃工場	8月4日	不検出	1,880	2,130	4,010
江戸川清掃工場	8月5日	不検出	3,000	3,490	6,490
中防灰溶融施設	8月1日	不検出	700	814	1,514
破砕ごみ処理施設 ※2	—	—	—	—	—

※1 使用測定器：仏キャンペラ社製 ゲルマニウム半導体検出器 7500SL

※2 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。

※3 他工場で飛灰の処理を行っているため測定していません。

※4 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。

※5 放射性物質を含む焼却灰及び飛灰の埋立てについては、6月28日付けの環境省からの通知により8,000Bq/kgを基準に管理することとなっています。その後、7月2日付けの環境省からの追加説明により、飛灰についての基準は、今後は実際に埋め立てられる飛灰処理汚泥(飛灰を薬剤処理したもの)に対して適用されることとなりました。また、飛灰については、参考のため測定を行います。

表4 汚水処理汚泥の放射能濃度測定結果

測定機関  
測定方法中外テクノス 株式会社  
緊急時における食品の放射能測定マニュアル  
(平成14年3月、厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課)

単位: Bq/kg

施設名	試料採取日	汚水処理汚泥			
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
中央清掃工場	8月3日	不検出	17	11	28
港清掃工場	8月4日	不検出	15	18	33
北清掃工場	8月1日	不検出	36	43	79
品川清掃工場	8月2日	不検出	28	33	61
目黒清掃工場	8月3日	不検出	18	21	39
大田清掃工場	8月2日	不検出	23	17	40
多摩川清掃工場	(8月下旬 採取予定)				
世田谷清掃工場 ※2	—	—	—	—	—
千歳清掃工場	8月3日	不検出	13	16	29
渋谷清掃工場 ※3					
杉並清掃工場	8月2日	不検出	37	42	79
豊島清掃工場 ※3					
板橋清掃工場	8月5日	不検出	33	32	65
光が丘清掃工場	8月3日	不検出	不検出	不検出	不検出
墨田清掃工場	8月1日	不検出	21	22	43
新江東清掃工場	8月4日	不検出	不検出	12	12
有明清掃工場	8月3日	不検出	不検出	不検出	不検出
足立清掃工場	8月5日	不検出	35	35	70
葛飾清掃工場	8月4日	不検出	168	194	362
江戸川清掃工場	8月2日	不検出	43	51	94
中防灰溶融施設 ※2	—	—	—	—	—
破碎ごみ処理施設 ※3					

※1 使用測定器：仏キャンベラ社製 ゲルマニウム半導体検出器 7500SL

※2 「—」の工場は、定期補修工事等により測定していません。

※3 汚水処理汚泥を工場内で処理して埋立てを行わないため、測定していません。

※4 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。

※5 放射性物質を含む焼却灰及び飛灰の埋立てについては、6月28日付けの環境省からの通知により8,000Bq/kgを基準に管理することとなっています。

当組合では、この通知で言及されていない汚水処理汚泥についても、焼却灰及び飛灰と同じ取扱いをいたします。